

セカンドキャリアセンター運営事業業務委託に係る企画提案競技 実施要項

セカンドキャリアセンター運営事業業務委託に係る企画提案競技の実施については、この実施要項に定めるとおりとする。

1 委託する業務の内容

委託する業務の内容は、「セカンドキャリアセンター運営事業業務委託仕様書」（資料3）のとおりとする。

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委託料

119,646,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 参加資格

企画提案の参加資格は、次の（1）から（7）までのすべてを満たす者とする。

- （1）物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（埼玉県告示第870号（令和2年8月4日））及び同要綱に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の「その他の業務」のうち「職業紹介業務」を含み、A等級に格付けされた者であること。
- （2）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、職業紹介事業において職業安定法に基づく行政処分を受けていない者であること。
- （3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （6）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （7）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

5 スケジュール（予定）

- 2月16日（木） 企画提案競技説明会の参加申込期限
- 2月20日（月） 企画提案競技説明会（Zoom）
質問事項の受付開始
- 2月22日（水） 質問事項の受付期限
- 2月27日（月） 質問事項の回答
- 3月 2日（木） 企画提案競技参加希望書の提出期限
- 3月 6日（月） 企画提案書等の提出期限
- 3月22日（水） 委託先選定委員会の実施
- 3月24日（金） 委託先選定結果の通知

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施方法等を変更することがある。

6 企画提案競技説明会の日時・方法

企画提案競技説明会を次のとおり開催する。

（1）日時

令和5年2月20日（月）午後3時00分から午後3時15分

（2）方法

Z o o m

（3）参加申込み

電子メールで説明会参加の申込みを行う。

なお、企画提案競技に参加を希望する場合は、必ず出席すること。

※ 申込後、電話で電子メールの到達確認を行うこと。

（申込先）

埼玉県産業労働部人材活躍支援課 シニア活躍支援担当宛

電子メールアドレス：a4540-03@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-4543（直通）

（4）申込期限

令和5年2月16日（木）午後3時

（5）注意事項

- ・都合がつかない場合には、開催日前日までに上記（3）の「申込先」まで連絡すること。

7 質問事項の受付

この実施要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式1「セカンドキャリアセンター運営事業業務委託に係る企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。

なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

※ 提出後、電話で電子メールの到達確認を行うこと。

(提出先)

埼玉県産業労働部人材活躍支援課 シニア活躍支援担当宛

電子メールアドレス：a4540-03@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-4543（直通）

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、質問者のほか企画提案競技説明会参加者全てに電子メールで回答する。

なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

また、質問内容によっては回答しない場合がある。

(3) 受付期限等

受付期限：令和5年2月22日（水）午後5時

回答送付：令和5年2月27日（月）

8 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ様式2「セカンドキャリアセンター運営事業業務委託に係る企画提案競技参加希望書」（以下「希望書」という。）を提出する。

(1) 提出方法

電子メール

(2) 提出先

埼玉県産業労働部人材活躍支援課 シニア活躍支援担当宛

電子メールアドレス：a4540-03@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-4543（直通）

(3) 提出期限

令和5年3月2日（木）正午必着

(4) 参加希望の取下げ

希望書の提出後、やむを得ない理由により参加希望を取り下げの場合は、「企画提案競技参加希望取下書（様式3）」を「8（1）」の方法で提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書

仕様書に基づき作成すること。

なお、体裁は自由とするが、A4判横（両面）で提出すること。

また、令和5年度 セカンドキャリアセンター運営事業 年間広報計画（別紙様式1）も添付すること。

イ 委託料の経費内訳

(ア)「3 委託料」に掲げる上限金額（消費税及び地方消費税を含んだ額。消費税率年間10%）の範囲内で作成し、その合計額（委託料総額）を明記する。

なお、様式は任意とする。

(イ) 上記（ア）の経費内訳表の作成に当たっては、人件費、社会保険料、交通費、報償費、賃借料、通信運搬費、消耗品費、その他一般経費等に区分し、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全て単価を計上する。

ウ 法人・団体の概要が分かるもの

設立趣旨、事業内容のパンフレット等

エ 国・地方公共団体における本事業と同種・同規模程度の実施実績

※ 実施実績がある場合のみ提出

オ 定款及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に取得したもの。写しも可）

カ 決算関係書類（過去1年分の貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類）

キ 職業紹介事業許可証の写し

ク 誓約書（様式4）

(2) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

ア 提出部数

正本1部、副本8部を提出する。

ただし、副本には「9（1）オ～ク」の書類の添付を要しない。

イ 提出方法

郵送（書留）又は持参

ウ 提出先

埼玉県産業労働部人材活躍支援課 シニア活躍支援担当（本庁舎5階）

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号：048-830-4543（直通）

エ 提出期限

令和5年3月6日（月）正午必着（郵送の場合）

※ 持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

オ その他

- (ア) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。
- (イ) 企画提案書等の提出期限後は、その内容を変更することはできない。
また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。
- (エ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(3) 企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

なお、提案に当たっては仕様書の内容に加え、独自に提案した部分分かるように記載すること。

※ 提案書の構成については、下記ア～シの順番とすること。

※ 提案書の各項目に、それに対応する仕様書のページや項目を記載すること。

(例) 仕様書 P1 1 概要 (1) 目的

ア 基本方針

次の事項に留意した上、仕様書に示すセカンドキャリアセンターの目的を達成するための基本的な考え方を簡潔かつ具体的に記載すること。特に、下記 a～h について明記すること。

- a シニアを中心とした新規利用者の掘り起こしについてどのような取組を行うか
- b シニアをはじめとする各年代層の利用者が利用しやすい雰囲気づくりについてどのような取組を行うか
- c 自身の希望や職歴、健康状態などの個別の事情が大きく異なるシニアに対して、就業支援をどのように取り組むか
- d 8 共催市町（所沢市、草加市、川越市、加須市、春日部市、深谷市、秩父市、伊奈町）やハローワークなどとどのように連携するか
- e 求人企業と求職者のマッチングを効果的に進めるためにどのような取組を行うか
- f 人材を求める企業を支援するためにどのような取組を行うか
- g シニア向けインターンシップをどのように実施し、シニアの就職につなげるか
- h シニア向け求人企業の新規開拓にどのように取り組むか

イ 目標値

利用者数、就職確認者数、新規開拓企業数について、仕様書に記載した数値をもとに定めた目標値とその実現のための具体的な取組を記載すること。

ウ 実施体制

業務の実施体制（職務内容や人数、人員確保の方策、スタッフのスキル・能

力など) について、仕様書の内容を具体化したものと、独自で上乘せするものを識別できるように記載すること。

エ 事業内容

(ア) 就職支援事業(就職相談、就職支援セミナー、職業紹介)の実施内容・方法
8市町(所沢市、草加市、川越市、加須市、春日部市、深谷市、秩父市、伊奈町)において、市町と連携して就職支援事業を実施する。

(イ) シニア向け出前セミナー等

シニアを対象に、原則として8市町(所沢市、草加市、川越市、加須市、春日部市、深谷市、秩父市、伊奈町)以外の会場において就職支援のための出前セミナーや就職相談等を実施する。特に、下記のaについて留意すること。

a シニアの新規利用者の掘り起こしを行い、就職相談等の利用へ誘導できるような企画提案を行うこと

(ウ) ワンポイントセミナー

ウェスタ川越内の常設セミナー室を活用し、オフラインセミナー又はオンラインセミナーを原則月2回実施する。特に、下記のa・bについて留意すること。

a 新規利用者の掘り起こしを行い、就職相談等の利用へ誘導できるような企画提案を行うこと

b セカンドキャリアとして現役時代の知識や経験を生かした小規模での起業や企業の業務の一部を在宅等で請け負う在宅ワークという働き方を紹介するセミナーについても企画提案を行うこと

(エ) シニア向け合同企業面接会

シニアの求職者を対象に、シニアの採用に積極的な企業を集めた合同企業面接会を実施する。特に、下記のa・bについて留意すること。

a 介護事業者や警備会社など、既に多くのシニアが就職している法人だけではなく、新たにシニアの雇用を生み出す法人を開拓すること

b 参加するシニアの早期就職を支援するような企画提案を行うこと

(オ) シニア向け就職座談会

シニアを対象に、就職を促すための座談会を実施する。特に、下記のaについて留意すること。

a シニアの新規利用者の掘り起こしを行い、就職相談等の利用へ誘導できるような企画提案を行うこと

(カ) 求人開拓

利用者に紹介する求人を開拓するとともに、人材を求める企業を支援する。特に、下記のa・bについて留意すること。

a シニアをはじめとする利用者の希望に応じた求人を開拓すること

b シニア向けの求人開拓の際には、介護事業者や警備会社など、既に多くのシニアが就職している法人だけではなく、新たにシニアの雇用を生み出す法人を開拓すること

(キ) シニア向けインターンシップ

シニアと求人企業、双方の不安を解消し、ミスマッチをなくすためシニア向けインターンシップを実施する。特に、下記の a・b について留意すること。

- a シニアへのインターンシップの周知及びインターンシップ受入企業等の掘り起こし方法について企画提案をすること
- b インターンシップ参加希望者及び受入企業等とのマッチング、インターンシップの実施方法、インターンシップ終了後のフォローアップ方法について企画提案をすること

(ク) 広報

セカンドキャリアセンターの認知度を上げるとともに、集客を効果的に行うための広報（チラシ、リーフレット、ポスター、メールマガジン、ホームページなど）を実施する。特に、下記の a～c について留意すること

- a 独自の広報手段も含めた年間広報計画（別紙様式 1）を作成すること
- b 特にシニアへの認知度を高めるための取組について記載すること
- c 提案に当たっては利用可能な広報媒体を列挙するなど、具体的で実現可能性のあるものとする

(ケ) 就職状況の確認

効果の測定やニーズを把握するため、利用者に対するアンケート、ハガキ及び電話調査等を実施し、就職状況を確認する。特に、下記の a・b について留意すること。

- a 受託者は、ハガキ・電話等により就職状況を把握すること
- b 一定期間利用がない利用者に連絡を取り、本人の状況を踏まえて利用を促すこと

(コ) その他、特記事項

上記（ア）から（ケ）に属さない独自の取組について企画提案をする。

10 委託先候補者の選定

委託先の選定に当たっては、「セカンドキャリアセンター運営事業業務委託先選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」が提案内容を総合的に審査し、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が 1 者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

1 1 選定委員会の開催

(1) 日程等

令和5年3月22日(水)に開催予定。

詳細については、企画提案書等を提出した者に文書等で連絡する。

(2) 内容

「9 企画提案書等の提出」で示した(1)から(3)までの書類に基づく企画提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、実施方法等を変更する可能性がある。その場合は速やかに連絡する。

(3) プレゼンテーション時間

1者当たり30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)とする。

(4) 審査項目

概ね次のとおりとする。

《提案内容及び実現可能性》

ア 基本方針実現のための具体的な取組

イ 目標の達成に向けた具体的な提案

ウ 適正な運営が図られる実施体制

エ 事業効果を高める独自提案

《事実確認等》

オ 経営状況

カ 個人情報の管理、苦情対応、危機管理体制

キ 同種事業での実績

ク 提案する事業内容に対する見積額の適正性

(5) 選定結果の通知

企画提案書等を提出した者に対し、令和5年3月24日(金)に文書等で通知予定。

なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

1 2 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加えるなど、委託候補者と県の間で協議の上、業務委託契約を締結する。
- (2) 委託先候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等委託先候補者としての資格要件を失った時は、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、委託先選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。
- (4) 令和5年度の歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額等があったとき、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。
なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。
- (5) 協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

1 3 企画提案者等の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報を公表する場合がある。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の書類の情報公開を行う場合がある。

1 4 その他留意事項

以下の場合には契約締結ができない可能性がある。

- (1) 予算議決時に附帯決議が付された場合
- (2) 予算執行について、何らかの条件が付された場合

様式 1

セカンドキャリアセンター運営事業業務委託
に係る企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書

埼玉県産業労働部人材活躍支援課 シニア活躍支援担当 宛
(e-mail : a4540-03@pref.saitama.lg.jp)

法人名

担当者名

連絡先 電話
F A X
電子メール

質問項目	質問内容

様式2

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事 大野 元裕

セカンドキャリアセンター運営事業業務委託 に係る企画提案競技参加希望書

セカンドキャリアセンター運営事業業務委託に係る企画提案競技実施要項に基づき、
下記のとおり企画提案競技への参加を希望します。

記

- 1 法人名
- 2 代表者氏名
- 3 主たる事務所の所在地

○連絡先（担当者）

[所 属]

[氏 名]

[電 話]

[F A X]

[e-mail]

様式3

セカンドキャリアセンター運営事業業務委託に係る企画提案競技参加希望取下書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕

(企画提案競技参加希望者)

主たる事務所の所在地

事業者名

代表者役職名・氏名

セカンドキャリアセンター運営事業業務委託に係る企画提案競技実施要項に基づき、令和 年 月 日付けで提出したセカンドキャリアセンター運営事業業務委託の企画提案競技への参加希望を取り下げます。

理由：

担当部署

担当者氏名

電話

E-mail

様式 4

誓約書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事 大野 元裕

法人名

企画提案者 代表者氏名

主たる事務所の所在地

セカンドキャリアセンター運営事業業務委託の企画提案競技への参加に当たり、実施要項の「4 参加資格」の(1)から(7)までのすべてを満たしていることを誓約します。

4 参加資格

企画提案の参加資格は、次の(1)から(7)までのすべてを満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(埼玉県告示第870号(令和2年8月4日))及び同要綱に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の「その他の業務」のうち「職業紹介業務」を含み、A等級に格付けされた者であること。
- (2) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、職業紹介事業において職業安定法に基づく行政処分を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。